

全体構想

第1章

都市の将来像

1. 将来都市像

本計画における将来都市像は、上位計画である第5次利根町総合振興計画が目指す将来都市像に即したものである必要があります。また、都市づくりに必要な視点を踏まえて、将来都市像を導き出す必要があります。以下に視点ごとのキーワードを示します。



上記のキーワードは総合振興計画と同様の方向性を示していることから、本計画の将来都市像を総合計画と同一のものとします。

将来
都市像

ともに創ろう みんなが住みたくなるまち とね

高齢化、情報化、国際化等の社会環境変化のなかでも、「利根町らしさ」を創出・発揮しながら、いきいきと躍動し、持続的に発展していくまちを目指すために、自然・田園・歴史文化等の個性的な都市を構成要素が共存する環境のなかで、安全で安心して快適な生活を送ることのできる「都市づくり」を進めていくことが必要です。

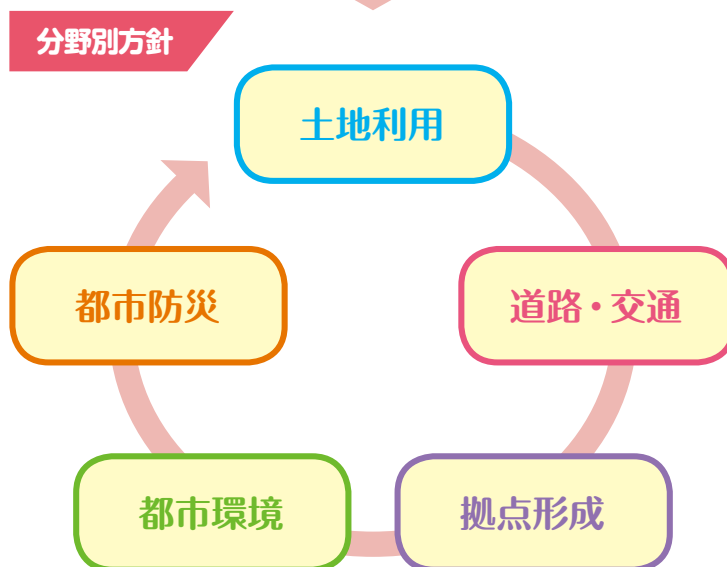
本町が持つ歴史や観光、利根川等の魅力的かつ個性のある資源を活かした地区の発展に向け、町内外の活発な交流を促進し、都市機能がバランス良く配備された田園都市づくりの実現を目指します。

都市の将来像の実現に向けて都市づくりを計画的に進めていくために、都市計画における取組分野である、土地利用、道路・交通、拠点形成、都市環境、都市防災の分野ごとに、今後のあり方についての基本的考え方や取組方向等の方針を定めます。

将来都市像 **ともに創ろう
みんなが住みたくなるまち とね**



- 基本目標 **1** 「住みたい!・住み続けたい!」と思える安全で快適な都市づくり
- 基本目標 **2** 「働きたい!・いきいきと活動したい!」と思える賑わいと活気にあふれる都市づくり
- 基本目標 **3** 「訪れたい!・楽しみたい!」と思える魅力あふれる首都近郊の田園都市づくり
- 基本目標 **4** 「次代に伝えたい!・未来につなぎたい!」と思える利根町らしさを継承する持続可能な都市づくり



2.都市づくりの基本目標

将来都市像の実現に向けて、本計画の策定に必要な視点を踏まえ、以下に示す基本目標を基に都市づくりを進めます。

都市づくりの4つの基本目標①

住

「住みたい！・住み続けたい！」と思える
安全で快適な都市づくり

安全安心

安心して住み続けられる、
利便性の高い安全な都市づくりを目指します。

- 限りある町土の有効利用を図り、まとまりのある居住地区を形成する。
- 日常生活に必要な都市生活機能を確認し、暮らしの利便性を高める。
- 道路等の交通安全性を確保し、安心して安全に行動できる都市をつくる。
- 自然災害への防備等町土の強靱化を図り、災害に強い安心して暮らせる都市づくりを進める。

課題

住環境の悪化を防止し、良好な環境を形成する必要がある。

生活機能や行政サービスの維持・確保が必要である。

安心して安全な道路空間の確保が必要である。

災害に強い都市づくりが必要である。

防犯を考慮したまちづくりが必要である。

都市づくりの4つの基本目標②

働

「働きたい!・いきいきと活動したい!」と思える賑わいと活気にあふれる都市づくり

地区活力

6次産業の育成・10次産業の検討により
働く場の創出・拡大を目指します。

- 6次産業の育成を図るとともに10次産業を見据え、地区活性化に資する、土地利用を進める。
- 町の活性化や過疎対策のため、産業基盤の形成を進め、新たな産業の立地の受け皿となる土地利用を進める。
- 都市生活機能をコンパクトに集約、配置し、利便性の高い住環境をつくる。
- 生活利便性の向上に向け、公共交通アクセスを確保する交通ネットワークをつくる。

課題

公共交通体系の整備による生活利便性機能の拡充の必要がある。

10次産業の振興に向けた都市環境の整備の必要がある。

地域産業の活性化を支える道路・交通ネットワークの強化の必要がある。

商業機能の再配備等、町民生活を支える拠点づくりの必要がある。

個性ある資源、既存ストックを有効に活用した地区の活性化の必要がある。

10次産業とは、

1次+2次+3次を合わせた6次産業に新しい発想やコーディネート力を加えた産業を意味し、本計画においては、本町の主幹産業である農業と連動し、観光消費を誘発する6次産業との組み合わせを前提とした産業と位置づける。

訪

「訪れたい!・楽しみたい!」と思える
魅力あふれる首都近郊の田園都市づくり

広域連携

利根川沿川の自然や歴史文化等の地域資源を活用し、
交流人口の拡大を目指します。

- 利根川沿川の河川敷等のスポーツ関連機能等を活かし、町内外の交流を促進する拠点をつくる。
- 市街化調整区域の農住環境を活かしたライフスタイルの受け皿づくりと観光交流拠点機能ネットワークを形成する。
- 広域から本町の自然や歴史文化等の魅力を発信しつつ、来訪者が滞留しやすい条件をつくる。

課題

自然環境や魅力ある観光資源、歴史・文化資源を活かした交流を促進することが必要である。

広域的役割を持つ都市機能集積を活かし、地区活力を高める必要がある。

広域からのアクセス性の向上や周辺へのネットワーク形成が必要である。

都市づくりの4つの基本目標④

伝

「次代に伝えたい!・未来につなぎたい!」
と思える利根町らしさを継承する
持続可能な都市づくり

環境共生

利根町の自然と歴史を守り、
持続可能な都市として、将来へ引き継ぐことを目指します。

- 蛟蛸神社, 鎌倉街道が残り, 布川河岸で栄えた歴史・文化資源を未来に引き継ぐための取組を考慮した都市環境の保全整備を図る。
- 利根川と小貝川が合流する河川環境と優良農地が織りなす田園環境を活かし, 利根町らしい田園都市景観の継承を図る。
- 良好な自然・歴史・文化に培われた景観を壊すことなく次代へ引き継ぐために, 町民, 事業者, 行政が一体となった取組を行う。
- 資源, エネルギーの循環利用や環境負荷の少ない都市づくりを進め, 都市の持続可能性を高める。

課題

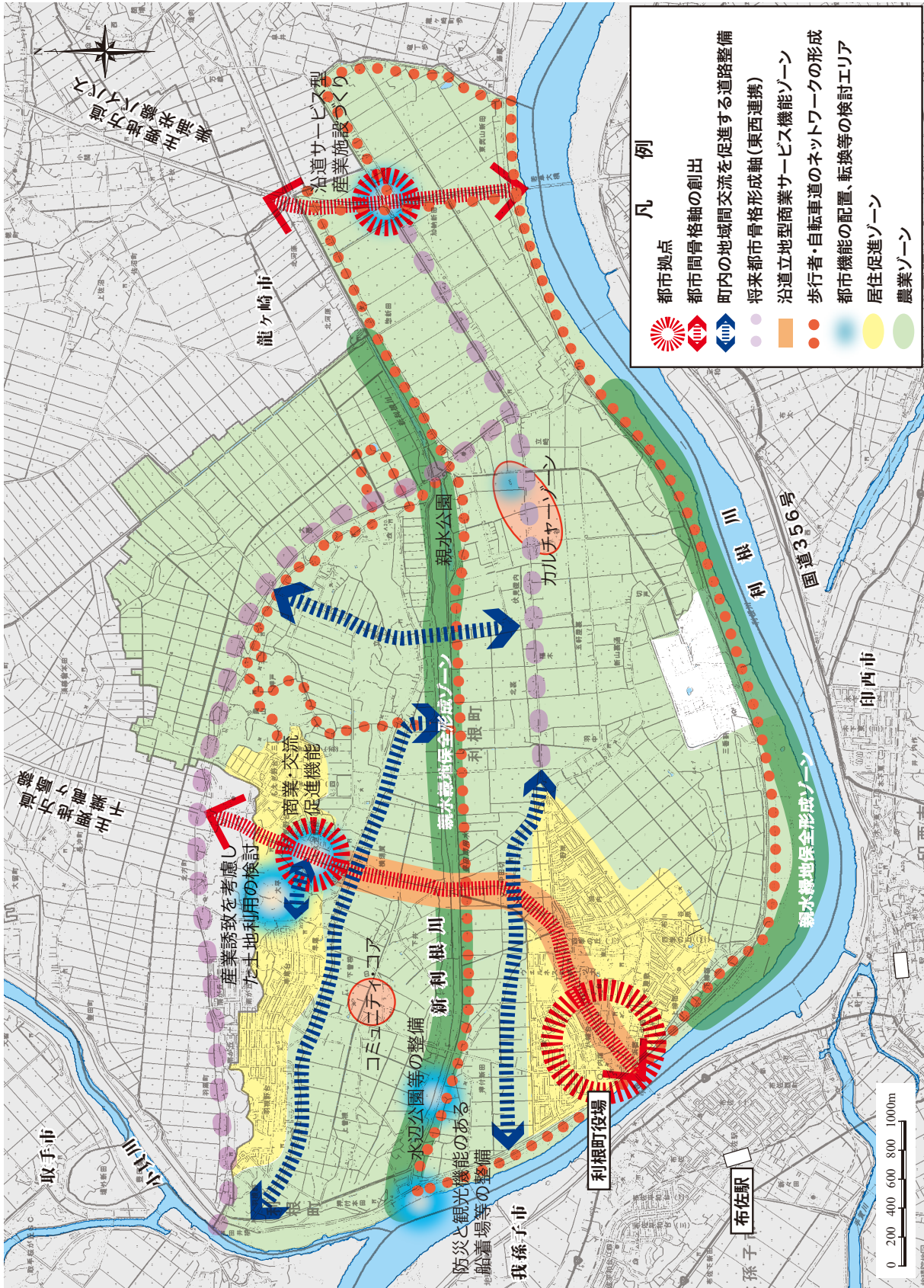
本町らしい自然環境の保全が必要である。

本町らしい河川, 田園, 集落の水と緑の景観を守り, 育てる必要がある。

本町らしさを受け継ぐための地域文化活動と一体的な取組が必要である。

地球環境にやさしい, 持続可能なまちづくりの推進が必要である。

図3-1 邇来都市構造図



凡例

- 都市拠点
- 都市間骨格軸の創出
- 町内の地域間交流を促進する道路整備
- 将来都市骨格形成軸(東西連携)
- 沿立地型商業サーブ機能ゾーン
- 歩行者・自転車道のネットワークの形成
- 都市機能の配置、転換等の検討エリア
- 居住促進ゾーン
- 農業ゾーン

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

資料編

第2章

分野別方針

都市の将来像の実現に向けて都市づくりを計画的に進めていくために、都市計画における取組分野である、土地利用、道路・交通、拠点形成、都市環境、都市防災の分野ごとに、今後のあり方についての基本的考え方や取組方向等の方針を定めます。

1. 土地利用

(1) 基本的な考え方

本町の立地特性や、現有する歴史的資源及び利根川、小貝川等の自然的資源の有効活用を基本として、それらと市街化の進行との調和を図ります。

こうした基本的な考え方に基づき、本町の産業振興に資する土地利用を図り、地区の活力のみならず都市拠点と、生活しやすい住環境の形成を目指して、都市の整備を展開します。

コンパクトシティ*の形成に向け、都市的活動を展開する地区や新たな産業を誘導する地区等の土地利用のあり方を明確にし、地区の特性を勘案した土地利用規制・誘導策によりメリハリのある土地利用を図ります。

※コンパクトシティ：商店街や公共施設等のある地区に高齢者等が公共交通を利用して移動しやすい日常生活圏のネットワーク化により、住宅地、商店や工場等の都市的な土地利用地区と、農地や緑地等の自然的土地利用のバランスを保ちつつ、地域活力の維持・増進を図るための都市構造の概念。

地区の特性を勘案したメリハリのある土地利用

(2) 基本方針

基本方針1 商業、サービス、産業機能を集積させた魅力ある都市の創造

県道千葉竜ヶ崎線沿いに、買い物や娯楽、更には健康増進等、やすらぎと交流の空間を持つ、魅力的で賑わいのある商業地の形成を図ります。

基本方針2 生活しやすい住環境の形成

既成住宅地を中心に、生活の利便性と快適性を実感できる暮らしやすい住宅市街地の形成を図ります。

基本方針3 地区活力の増大に資する産業用地の確保

県道美浦栄線バイパスの整備に伴う地区ポテンシャルを活かし、地区活力の増大を目指した産業用地の確保を図ります。

基本方針4 優良農地の保全と10次産業の検討

優良農地を積極的に保全しつつ、6次産業の育成を図るとともに、10次産業についても検討します。

基本方針5 やすらぎと交流のための空間の創出

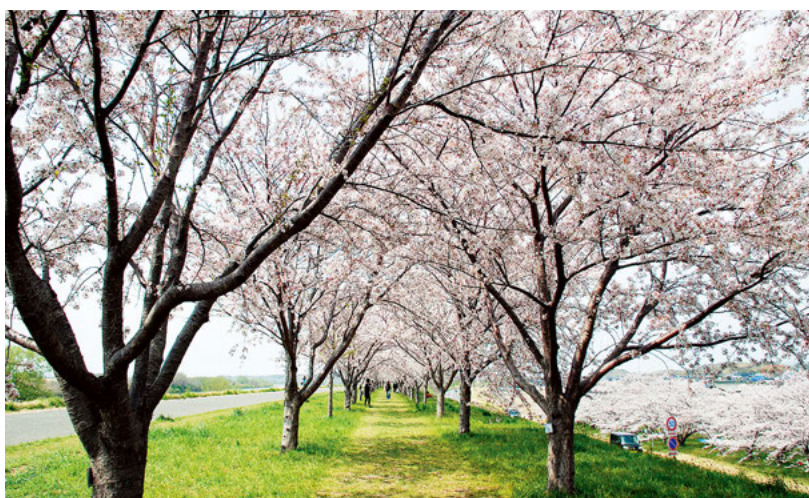
町民をはじめ、町外の人々も利根川や小貝川、新利根川等の水や緑の自然を保全・活用しながら、憩いややすらぎの空間として適切な整備を推進します。

また、各種イベントやスポーツレクリエーション活動等をつうじて、ふれあい交流できる賑わい空間を創造します。

基本方針6 地区の活性化に資する既存ストックの活用

空き家・既存ストック資源の有効活用を図るため、市街化調整区域における古民家カフェ、古民家レストランや民泊施設等への有効活用を検討する等、地区活力の維持、向上に資する土地利用を図ります。

また、閉校になった小学校等の公共建築物や未利用となっている公共用地について新たな活用方法による利活用を促進します。



さくらづつみ



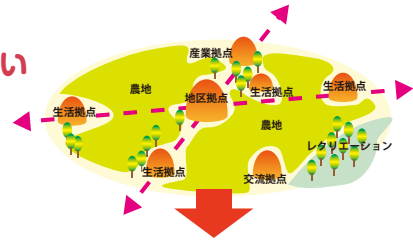
親水公園

図3-2 将来土地利用に関する概念図

■メリハリのない土地利用



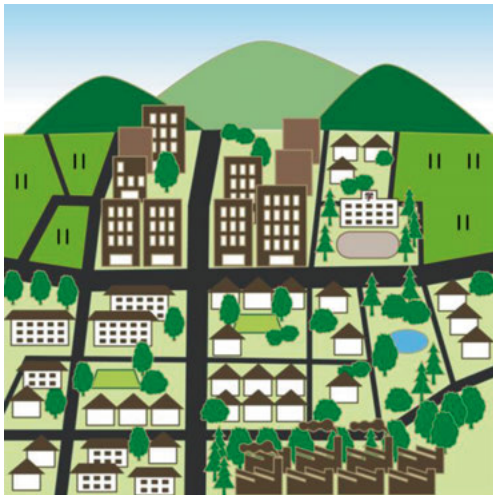
拠点が
はっきりしない
都市構造



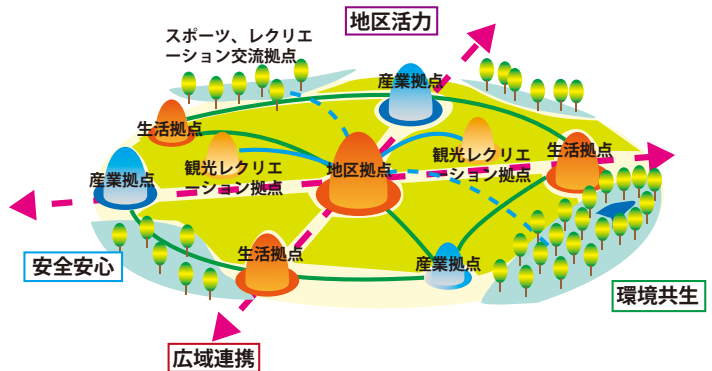
- 安全安心 ■ 町民⇒ひと ■ 安心⇒健康
- 地区活力 ■ 産業 ■ 活性化⇒躍動
- 広域連携 ■ 交流
- 環境共生 ■ 自然環境調和⇒健康なまち



■メリハリのある土地利用



各拠点が連携した
ネットワーク構造



◆計画的な土地利用

立地特性や歴史的資源、利根川及び小貝川等の自然的資源を有効活用し、生活しやすい住環境を目的とするコンパクトシティの形成

◆道路・交通ネットワークの形成

効率的かつ効果的な道路交通網の形成と利便性の高い公共交通の形成

◆地区の活力を支える拠点づくり

地区拠点、生活拠点、産業拠点、スポーツ、レクリエーション交流拠点、観光レクリエーション拠点の形成

◆田園環境と共生したやすらぎ都市づくり

公園・緑地、景観、インフラ基盤、公共施設等の充実と環境負荷の少ない都市形成

◆災害に強い安全な都市づくり

町民の生命と財産を守り、安全で安心な生活を維持していくために、震災や自然災害に強い都市防災基盤の形成

(3) 基本的な方向性

ア 都市的土地利用

現在、用途地域指定されている市街化区域や幹線道路沿道等において、個々の地区にふさわしい居住機能及び都市機能の誘導により、利便性の向上を期する都市的土地利用を展開します。

(ア) 市街化区域エリア

取組の
方向性

都市機能集積とまちなか居住を誘導する土地利用の推進

町民生活を支える多様な都市機能を有し、多くの人が集まる住区として、土地の有効活用、高度化等、人口の集積に向けた土地利用の検討を進めます。

住民サービス施設等の集積に向けた土地利用の促進

市街化区域では、利根町役場や利根町民すこやか交流センター等があり、こうした行政施設や公共交通拠点等の施設を誘導し、本町の生活拠点形成に向けた土地利用を図ります。

市街地への居住の誘導

既存の住宅ストックの有効的な活用を図る等、住居系用途地域内への居住誘導を図り、人口増加の受け皿となる住区形成を検討していきます。

主な
取組

生活の利便性向上に資する商業機能等の適正配置

生活利便性の高い暮らしやすい住環境の形成に向けて、商業機能等の立地を誘導した生活拠点形成を考慮した土地利用を検討します。

低未利用地の有効活用

市街地内の利用されるべき土地であるにも関わらず、長期間にわたり利用されていない空き地等は、空き地バンク制度を活かす等、利根町空家等対策計画における方策を考慮し、低未利用地の活用を促進します。

(イ) 市街化調整区域エリア

取組の
方向性

周辺環境に配慮した計画的な土地利用の誘導

市街化調整区域エリアは、優良農地等の保全を図るとともに、空家等の既存ストックを有効的に活用するため、都市的土地利用の誘導を検討します。

また、もえぎ野台等住宅地が形成されている地区については、周辺の自然環境に配慮した住宅地として、都市的土地利用を図ります。

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

資料編

主な取組

古民家の空家等の既存ストックの活用対策

市街化調整区域においては、古民家カフェ、古民家レストランや民泊施設等への既存ストックの有効活用を検討する等、地区活力の維持、向上に資する土地利用を図ります。

イ 自然的土地利用**(ア) 田園環境共生エリア**取組の
方向性**良好な田園環境の保全に配慮した秩序ある土地利用の誘導**

農業生産機能と生活機能が調和、共生した土地利用の保全、誘導を図る地区づくりを行います。

主な取組

優良農地の無秩序な開発を抑制し、農業関連計画と連携した農地の保全

農業関連の産業振興等を図るため、本町の基幹産業である農業の生産の場となる田園環境との調和に配慮した土地利用を図ります。

田園集落にふさわしい土地利用の誘導

既存集落地の住環境と農地の保全等に配慮し、田園環境と調和したゆとりある生活環境を維持していきます。

(イ) 自然環境共生エリア取組の
方向性**■豊かな自然環境の保全に配慮した秩序ある土地利用の誘導**

森林や水辺の自然環境と集落等、人間の諸活動に伴う施設、生活機能との調和、共生を図る地区づくりを行います。

主な取組

利根川等の水辺環境の保全

利根川や田園地帯水路等の水辺を活かした田園都市空間形成に向け、新たな土地利用制度を考慮しつつ、水辺環境の保全を図ります。

森林環境の保全

丘陵地の斜面緑地を保全し、自然災害の防止や集落地の屋敷林、歴史ある社叢（神社等の林）等を含めた森林環境と集落が共生する生活環境の維持を図るため、地区固有の土地利用に配慮します。

(ウ) 歴史環境共生エリア

取組の
方向性

■ 古い歴史資源と豊かな緑を維持継承する土地利用の誘導

歴史と文化の積み重ねによって形成されている緑や祭り等の伝統的な活動の保全・発掘を行うとともに、生活と調和した地区環境の形成を図ります。

主な
取組

■ 歴史文化と緑地環境保全等に配慮した農住生活環境の維持

蛟蛸神社等の由緒ある社寺や立木緑地環境保全地域等の歴史文化が継承されている農住生活環境を維持していきます。



布川のお祭り

第1部

第2部

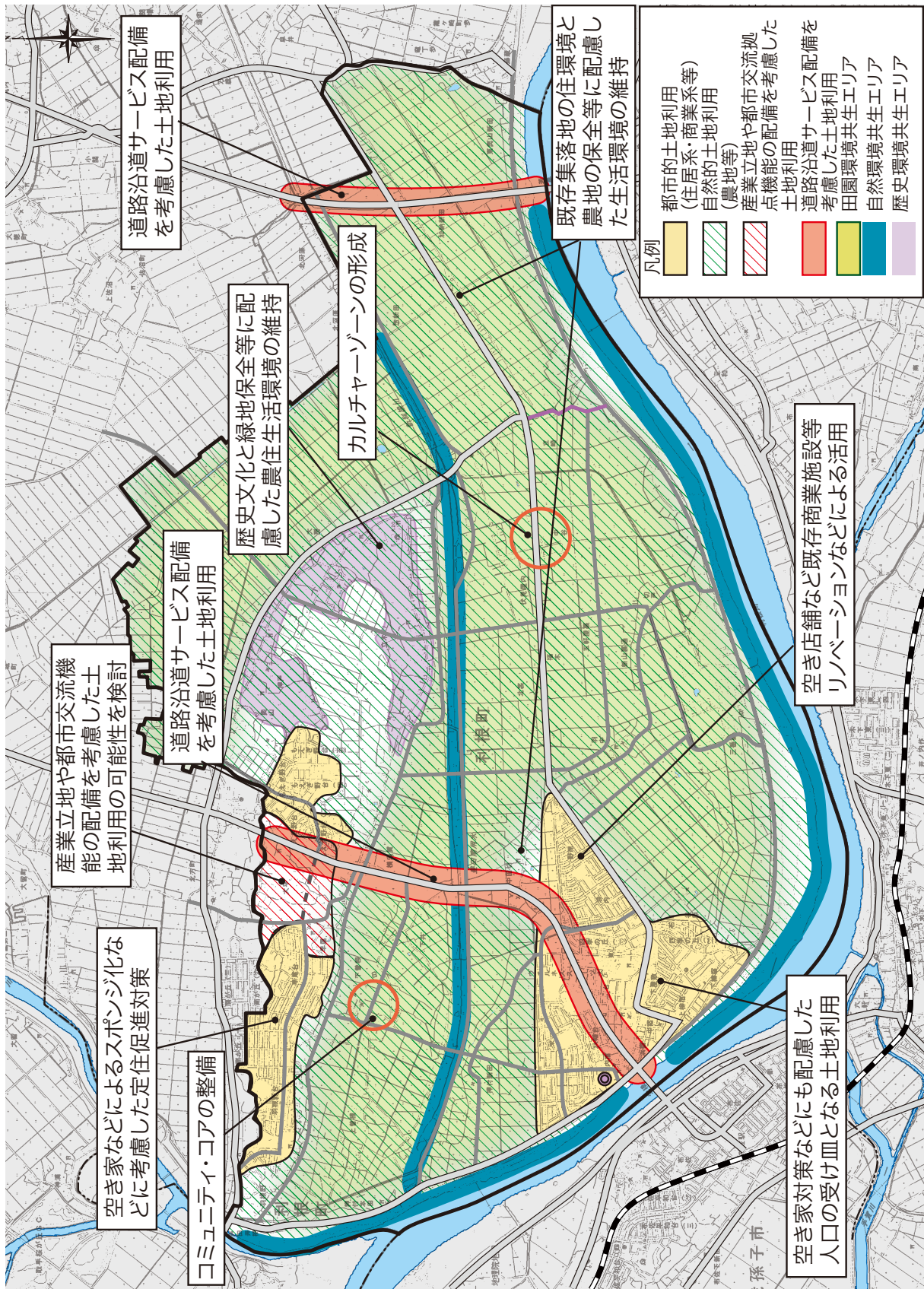
第3部

第4部

第5部

資料編

図3-3 将来土地利用構想図



2.道路・交通

(1) 基本的な考え方

ア 道路

広域交通網との連携を図りながら、本町全体の土地利用計画等に対応した、効率的かつ効果的な道路交通網の形成を図ります。

また、栄橋等の渋滞緩和に向け、戸田井橋や若草大橋への交通量の分散化に向けた検討を図ります。

イ 公共交通

人口減少、高齢化社会に対応した町民の交通手段として、公共交通網の維持、形成を図ります。

また、子どもから高齢者まで、誰もが安心できる道路空間を確保するとともに、住宅市街地や集落における生活道路の安全確保、整備を図ります。

身近な交通手段として、広域的な利用も含め利便性の高い公共交通の形成を図ります。

利便性の高い都市形成に向けた道路・交通ネットワークの形成

(2) 基本方針

基本方針1 南北の交通容量を拡大する幹線道路の整備促進

県道美浦栄線バイパスを町の新しい南北の骨格軸と位置づけ、アクセスの強化のため県道取手東線の拡幅・改良整備を促進します。更に、首都圏中央連絡自動車道への円滑な接続を推進し、町道の機能強化を図ります。

広域交通体系の確立により、新たな玄関口である若草大橋の利便性向上を図ります。

基本方針2 県道千葉竜ヶ崎線(栄橋を含む)の機能強化

県道千葉竜ヶ崎線については、主要幹線道路沿道における道路機能の拡充を進め、集客交流機能のある拠点の形成を目指します。

基本方針3 東西交通の骨格軸の強化

増大する東西の交通量を円滑に処理するため、県道取手東線バイパスの整備を強力に促進します。

基本方針4 町内の地域間交流を促進する道路整備

「羽根野台・早尾台地区」と「もえぎ野台地区」を結ぶ道路整備(町道103号線の延伸整備)により、町内における地域間アクセス性向上に向けた道路整備を図ります。

基本方針5 歩行者の安全に配慮した道路の整備

歩行者の安全を確保するための道路の拡幅や、子ども、障がい者、高齢者等の交通弱者に配慮した通学路等の歩道整備を推進します。

基本方針6 栄橋の渋滞緩和に向けた対策

栄橋の渋滞解消に向け、県道千葉竜ヶ崎線交通量の分散化を図り、戸田井橋や若草大橋の利用を促進していけるよう検討していきます。

また、栄橋については、管理者において橋梁長寿命化修繕事業による橋の維持修繕の促進を要請していきます。

(3) 基本的な方向性

ア 道路ネットワークの形成

(ア) 広域連携軸

方向性の
取組

■広域的な交流を促進する道路ネットワークの形成

本町と周辺地区を結ぶ道路等の整備を促進し、広域的な交流・連携の強化を図ります。

取組
主な

■人やものの交流・物流を支える広域道路ネットワークの形成

産業や観光振興に対して大きな影響をもたらす道路整備の促進を図ります。

(イ) 地区連携軸

方向性の
取組

■コンパクトシティの骨格となる効率的な道路ネットワークの形成

本町の道路網の骨格を形成し、各地区・拠点をつなぐ、県道及び町道等で構成される道路の体系的なネットワークの形成を図ります。

取組
主な

■域内の拠点間、市街地内の円滑な移動を支える道路ネットワークの形成

拠点間を円滑に連絡し、地区や拠点内の快適な移動を支える道路ネットワークの形成を図ります。

■町道101,102号及び112号線拡幅整備

圃場整備に併せて、町道101, 102号線の拡幅整備を図ります。

また、町道112号線の拡幅整備を図ります。

イ 効率的な道路整備と管理

取組の方向性

■計画的,効率的な整備の推進

体系的な道路ネットワークの早期形成を目指し,道路整備を効率的に進めていくため,費用対効果や他路線への機能代替による機能整備等を検討します。

主な取組

効率的な維持管理の推進

長寿命化計画の策定を推進し,計画に基づく橋梁や道路施設等の効率的な維持管理を推進します。

また,アダプトシステム*等の導入を検討し,除草等,道路の維持管理を促進します。

*アダプトシステム:特定の公共施設(道路,公園,河川等)について,町民や民間業者と契約し管理・美化活動を行う公共財の里親制度。

ウ 生活道路の整備

取組の方向性

■生活道路の整備

市街化区域の住宅地や集落における生活道路を安全,快適に利用できる道路とするため,幅員の拡幅やバリアフリー化を進めます。

主な取組

生活道路の安全性・快適性の確保

子どもから高齢者等すべての人が安全で快適に通行できるように歩道のバリアフリー化や側溝の布設替え等により幅員の確保を図ります。

狭あい道路の改善

幅員4m未満の生活道路等について,車のすれ違いや緊急自動車の通行が可能となるよう,沿道の建築物の建替え等に際し,拡幅整備を進めます。



町道112号線

エ 公共交通サービスの確保

取組の 方向性

■利便性の高い公共交通サービス体系の構築

高齢化が進むなか、高齢者も利用しやすい公共交通手段の確保と公共交通へのアクセス利便性の向上を図ります。

地区の状況に応じたきめ細かい交通サービスの導入を図り、気軽に利用できる利便性の高い公共交通ネットワークを形成します。

主な 取組

拠点間を結ぶ効果的な公共交通の確保

拠点間を連携する公共交通体系の再編を図り、誰もが利用しやすい公共交通の維持、充実を図ります。

地区特性に応じた路線バス等生活交通の維持,確保

拠点や集落間の生活利便を補完し合える効率的な公共交通体系のあり方を検討し、長期的な展望のもと、人工知能(AI)による新しい運航支援のあるバスや自動運転バス等、国も参入して開発が進められている技術の導入も視野に入れ、幅広い視点で公共交通不便地区の解消に向けた検討に努めます。

公共交通路線の整備

羽根野台や早尾台地区と戸田井橋経由でJR藤代駅、取手駅方面に接続する公共交通網の整備やパーク&ライド*基盤整備の可能性等について検討を行う等、公共交通アクセス利便性の向上に努めます。

*パーク&ライド：自家用車で最寄りの駅またはバス停に行き、自動車を駐車させた後、公共交通機関を利用する方式。

図3-4 将来骨格道路網整備構想図



3.拠点形成

(1) 基本的な考え方

住宅市街地は、これまでの機能の集積を活かした都市基盤整備に配慮し、快適で利便性の高い住環境の形成を図るため、市街化区域内の緑の保全、創出等により、環境と共生する住宅市街地の質の向上に努めます。

また、人口減少社会の到来や少子高齢化の進行、産業構造の変化、循環型社会への要請、災害への備え等、社会経済情勢の変化や各地区の特性に応じた良好な居住環境を創出します。

こうした市街地像を基に、高齢社会に適合したコンパクトな都市構造形成に向け、地区拠点、生活拠点、産業拠点、スポーツ、レクリエーション交流拠点、観光レクリエーション拠点及び利根緑地等を活用した観光消費の場づくり等、それぞれの役割に応じて広域的な都市機能、地区生活を支える生活利便機能、広域利用を含めた交流機能等の集積及び整備を図ります。

役割に応じた機能を集積し、地区の活力を支える拠点の形成

(2) 基本方針

基本方針1 地区拠点

生活圏域における生活利便性を支える機能を備えた拠点形成を図ります。

基本方針2 生活拠点

高齢社会の進展を考慮した日常生活圏における生活利便性を支える生活拠点形成を図ります。

基本方針3 産業拠点

産業活動の立地基盤となる企業等経済活動施設や製造拠点等の産業拠点づくりについて、本町の立地条件や産業特性を踏まえ、土地利用等を含めた検討を行っていきます。

基本方針4 スポーツ、レクリエーション交流拠点

本町の立地環境や既存諸施設を有効的に活用し、子どもから高齢者までが利用できるスポーツや子育て家族が楽しむことのできるスポーツ、レクリエーション交流拠点形成を図ります。

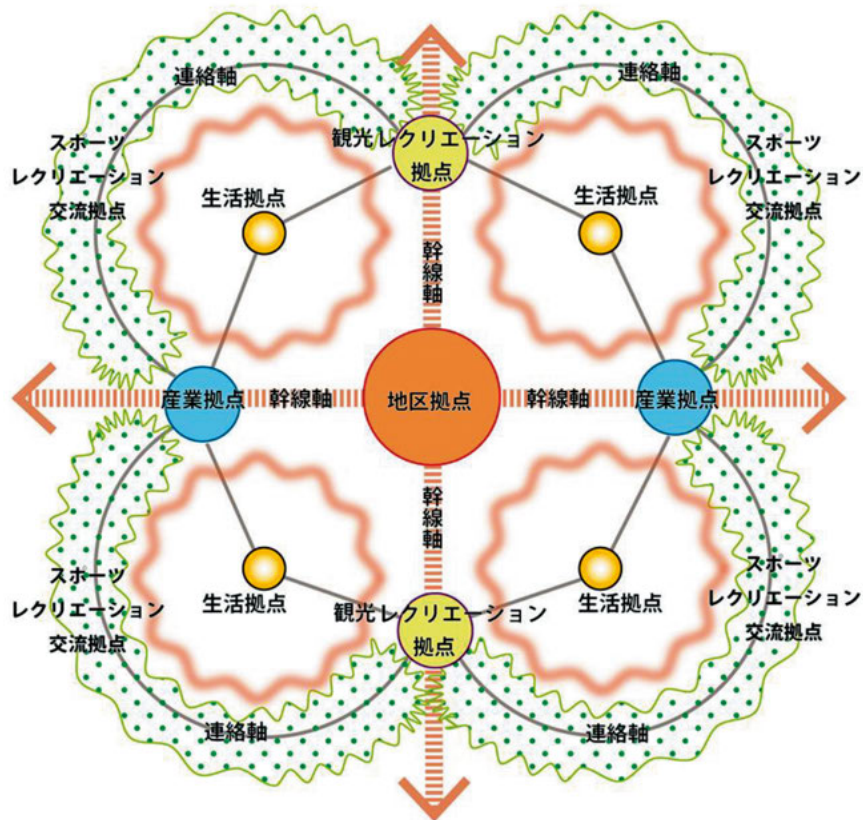
基本方針5 観光レクリエーション拠点

町民の健康的な生活をサポートし、多様なレクリエーションの場を提供するとともに、町の歴史資源や文化資源等の観光要素を保全・活用する拠点形成を図ります。

基本方針6 利根緑地等を活用した観光消費の場づくり

都市緑地法等改正に伴う公園用地への民間事業者による公共還元型の収益施設の設置管理制度*を活用し、利根緑地等への観光消費の場づくりを検討します。

図3-5 都市づくりの拠点構造の概念図



*公共還元型の収益施設の設置管理制度：都市公園法の一部改正により、民間事業者が公共還元型の収益施設（飲食店、売店等）の設置管理制度が創設された。また、都市公園の占用を認めることができる施設として、保育所、その他の社会福祉施設が追加された。

(3) 基本的な方向性

ア 地区拠点

方向性の
取組の

■多様な都市生活機能が集積した地区拠点の形成

地区拠点は、これまで地区における生活を支える中心的な役割を担ってきた、郵便局、医療・商業施設等の既存の生活支援施設を活かし、身近な生活サービス機能の集約、維持、強化を図ります。

主な
取組

■良好な住環境の形成による居住の誘導

安心で安全な住環境の形成はもとより、買い物、子育て、福祉施設、円滑な移動等、多様な住生活機能の集積と利便性を一層高め、市街化区域における居住を推進し、居住人口の増加を図ります。

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

資料編

既存ストックの有効活用による魅力の創出

リノベーション事業の推進等により既存施設の有効活用を検討するとともに、空き地や空き家を活用した生活機能の拡充を図ります。

利便性の高い公共交通ネットワークの形成

拠点内の主要な施設及び鉄道駅等へのアクセス性を高める公共交通ネットワークの形成を図ります。

文化施設集積拠点(カルチャーゾーン)の形成

文化教育施設等が立地する中谷地区は、利根カルチャーゾーンと位置づけ、周辺の田園、緑地等と一体となった整備に努め、より多くの人々が学習体験等をとおり、新しい発見や出会いによる仲間づくり拠点の形成に努めます。

公共施設集積拠点(コミュニティ・コア)の整備

公共施設が集まる下曽根地区等については、利根町のコミュニティ・コアとなるような拠点づくりを検討していきます。特に、今後小学校の統廃合等があった場合等も考慮し、学校施設や学校跡地等を含めた有効活用を含めた検討を行っていきます。

イ 生活拠点

■地区の生活を支える持続可能な拠点づくり

人口減少と少子高齢化が進む町域内の周辺地区において、地区の従来の中心的な機能を有効に活用する「小さな拠点」の考え方により、生活利便性の維持確保を図り、住み続けられる地区づくりを進めます。

地区生活サービス機能の集約維持

生活拠点は、既存のコミュニティ施設や商店等を活かし、身近な生活サービス機能の維持、更新を図ります。

「小さな拠点」づくりによる安心な暮らしの確保

基礎的な生活圏のなかで分散している様々な生活サービスや地区活動の場等の「小さな拠点」をつなぎ、地区の生活や経済活動を支える拠点づくりを進めていきます。

ウ 産業拠点

取組の
方向性

■地区活力を創出する産業拠点の育成

地区活力の向上に向け、産業活動を支える生産基盤の整備や支援機能の充実等により、新たな雇用の場の創出や地域産業の活性化を図ります。

主な
取組

産業拠点の充実と新規形成

優良農地を活かした6次産業の育成を図るとともに、観光産業とも連携した10次産業拠点形成等の検討を含め、雇用創出と産業振興を努めます。

エ スポーツ、レクリエーション交流拠点

取組の
方向性

■魅力ある交流拠点の形成

町外から訪れる交流人口の拡大や町民同士の多様な交流の促進を図るため、スポーツ、レクリエーション交流拠点等について、それぞれの個性を活かし伸ばす機能整備及び良好な周辺環境形成の誘導等を進めます。

主な
取組

訪れたいくなる情報発信の充実

本町のスポーツ、レクリエーション交流拠点の施設内容等に関する情報を広く内外へ発信することで利用者の拡大を図るとともに、日本ウェルネススポーツ大学等と連携した個性的なスポーツ交流促進の場づくりに努めます。

オ 観光レクリエーション拠点

取組の
方向性

■魅力ある観光地づくり

豊かな田園風景や水辺環境等を活かした観光交流機能の充実により、魅力の向上を図るとともに、歴史文化資源等を含めた回遊ネットワークの強化等誘客の促進を図ります。

主な
取組

水辺の周遊ルート

利根川や新利根川等の水辺の環境を活かし、舟遊びやフィッシング等のレクリエーション機能を備えた周遊ルート形成を進めます。

歴史文化資源を活用した散策コース

由緒ある神社仏閣や古道等の散策ルートに併せて、古民家カフェや古民家レストラン等、ストックを活用した観光レクリエーション拠点形成を図ります。

4. 都市環境

(1) 基本的な考え方

本町は、利根川や新利根川等の水辺の身近な憩いの場となる公園・緑地があります。また、丘陵地に残る古道や由緒ある神社仏閣もあり、歴史的文化資源が随所にみられます。

こうしたなか、田園環境と歴史文化資源を活かし、これらが相乗効果を醸し出す都市環境の形成を図ります。

快適な都市生活を支え、自然環境と共生する都市づくりを推進していくため、公園・緑地や生活排水処理施設、河川等の計画的な公共施設整備、維持管理を推進するとともに、地区の特性を活かした良好な景観形成を図ります。

田園環境と共生したやすらぎ都市づくりの推進

(2) 基本方針

基本方針1 公園・緑地

本町の立地環境を活かし、町民が憩い町外からの交流人口を確保することができる魅力ある公園緑地の形成を図ります。

基本方針2 景観

本町の基幹産業である農業生産の場となる農地が広がる田園景観や集落地の歴史文化資源等、市街化調整区域の景観保全にも留意し、魅力ある景観農業振興に留意した景観の整備を図ります。

基本方針3 下水道

快適な都市生活を支えるインフラ基盤の整備と強度化、耐震化を進めます。

基本方針4 河川

利根川や新利根川等の親水環境を活かし、豊かな生活環境を支える河川の整備に努めます。

基本方針5 その他の公共施設

既存ストックの活用に向け、公共施設の有効活用を図ります。

基本方針6 環境保全

町民が安心して暮らせる健全な環境を確保し、環境負荷の少ない都市づくりに取り組みます。

(3) 基本的な方向性

ア 公園・緑地

取組の方向性

■魅力ある公園・緑地の形成による多様な交流の促進

町民の憩いの場や交流の場として利用される公園、緑地等のオープンスペースは、良好な景観や環境、賑わいの創出等、うるおいのある豊かな都市づくりに向け公園・緑地の整備を図ります。

また、災害時の避難場所としての役割も担っています。

更に、町内外から多くの人を訪れる観光レクリエーション拠点としての機能を有する公園の整備により、交流人口の増大と観光消費の場となる施設機能の拡充について検討していきます。

主な取組

地区の身近な公園づくり

町民の憩いの場となる身近な公園として、高齢社会における街区公園等、都市公園のあり方を考慮した公園整備を図るとともに、その維持管理に努めます。

公園の活性化に関する協議会の設置等により、民間のアイデアを活かした公園活性化の取組の企画・実施体制づくりに努めます。

観光レクリエーション拠点となる公園づくり

古民家カフェや古民家レストラン等への活用を図るため、既存のストックを活用し、民間事業者による公共還元型の収益施設（飲食店、売店等）の設置、利根緑地等河川敷を活用したバーベキュー施設等、PFI事業*の導入も含めた観光消費施設を配備した観光レクリエーション拠点となる公園の整備を検討します。

また、保育所、保育園、認定こども園、学童クラブ等の設置等社会福祉施設（通所利用）等の設置を含め、地域の環境やニーズに合わせた都市公園整備を検討していきます。

既設公園の計画的な維持・管理

整備済みの公園については、「公園施設の安全点検に関する指針（平成27年4月国土交通省）」に即し、公園の長寿命化計画等を策定し、より一層の都市公園の安全性向上に努めるとともに、効率的な維持管理を図ります。

*PFI事業：正式名称を、Private-Finance-Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）といい、公共事業を実施するための手法の一つで、民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法。

公園への防災機能配備

地震や水害等に起因して発生する二次災害時から町民の生命や財産を守り、都市の防災構造を強化するために都市公園及び緩衝帯となる地域性緑地等の防災機能の拡充を図ります。

特に、浸水想定区域外にある住区基幹公園等は、災害時に一時的な避難場所（集合場所）として機能するよう、防災トイレや太陽光発電等を活用した照明施設の配備等、防災公園・広場としての機能強化に努めます。

緑地の保全、維持管理

立木地区緑地環境保全地域や鎌倉街道周辺の樹林地等が、その周辺の集落地や湖沼等の地域性緑地が一体となって、歴史的、文化的な風土を形成する地区の保全、維持管理に努めます。

屋敷林等の地域制緑地の管理制度づくり

屋敷林や良好な緑地環境が残されている地区等については、所有者の意向等も踏まえたうえで、緑地保全・緑化推進法人等の指定を含め、独自の緑地管理協定制度*等を検討していきます。

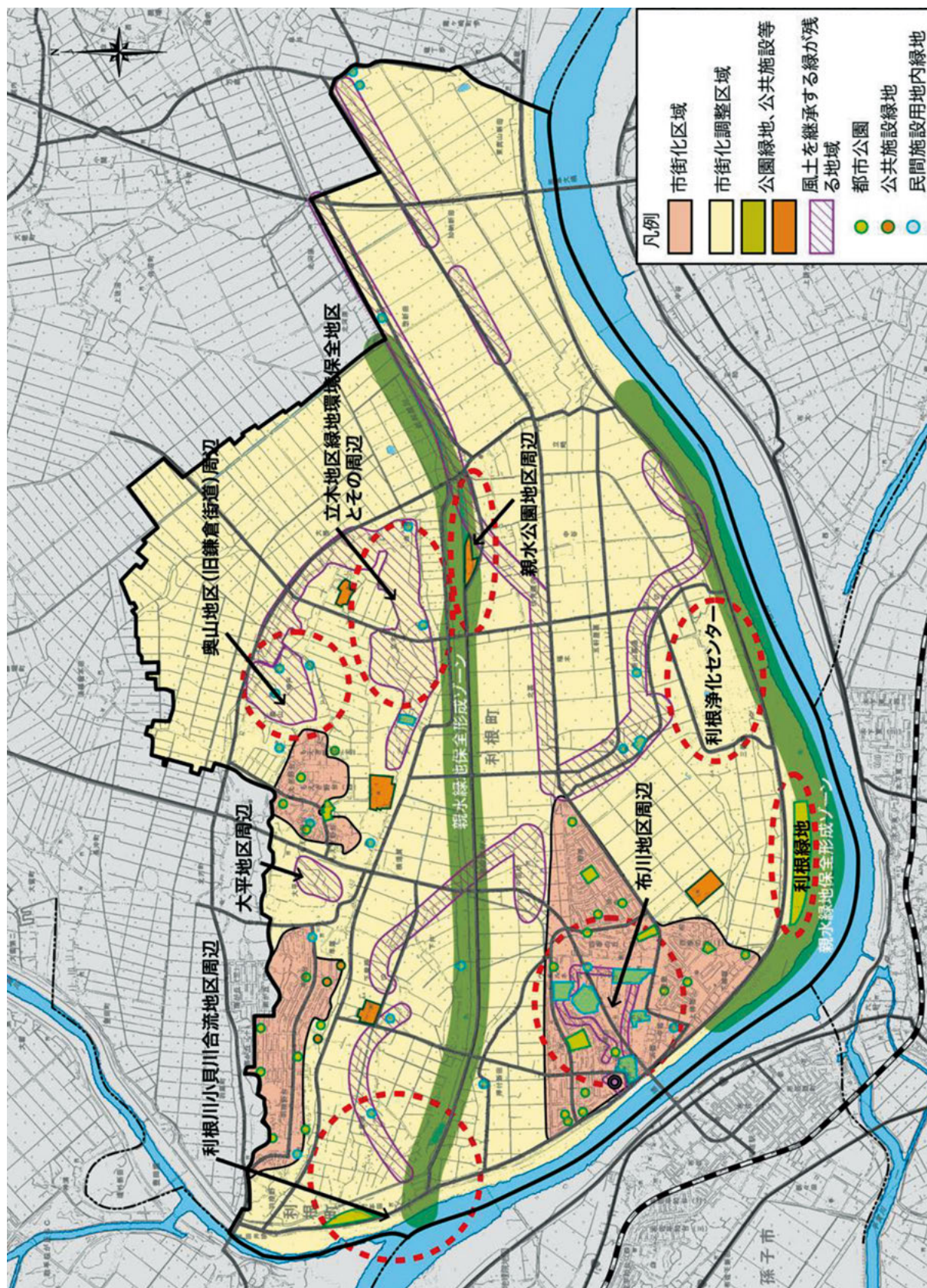
船着場の整備と水辺の交流拠点となる公園緑地整備

利根川と小貝川の合流点付近には、江戸時代に開削した新利根川とその周辺の沼沢等自然豊かな水辺環境があります。

こうした環境を活用し多くの交流人口を確保していくために、緊急船着場の整備に併せて、これを活用して桜並木、夏の灯籠流し等、利根川の四季に合わせた観光交流に資する水辺の公園緑地整備を進めます。

*緑地管理協定制度：特別緑地保全地区等の土地所有者と地方公共団体等が協定を結ぶことにより、土地所有者に代わって緑地の管理を行う制度。

図3-6 水と緑の配置ネットワーク図



イ 景観

取組の
方向性

■地区特性を活かした景観づくり

本町の田園景観、豊かな歴史・文化資源の周辺景観を保全するとともに、魅力ある田園都市景観を保全・創出するため、地区の特性に応じた景観形成の取組を進めます。

良好な住宅地景観

住宅地域等の景観に影響を及ぼす可能性のある建築物の建築や、工作物の建設及び開発等に関する行為について、一定のルールに基づく誘導を行い、住宅地景観を整備します。

また、地区における建築形態や色彩等に関する自主的なルールづくりを官民業協働により推進します。

幹線道路沿道景観

主要な幹線道路を景観ネットワーク軸として位置づけ、沿道等において景観を損なう恐れのある屋外広告物の掲出抑制を図るための誘導のあり方や街路樹、花壇の設置等の沿道植栽について協働のまちづくりの一環としての取組を進めます。

田園景観

一団となった優良農地が広がる景観は、本町の個性となる田園都市の原風景であり、土地利用施策及び産業振興施策と連携し、良好な田園景観を保全します。

主な
取組

河川景観

利根川や新利根川等の河川については、自然景観の保全に努めます。利根川では、桜づつみの活用や舟運の復活による船着場の整備により、魅力的な景観の形成を図ります。

歴史的・文化的資源の保存と利活用

貴重な歴史的建造物が残されており、これらは、将来的にも町の重要な景観資源として周辺の環境と一体となった保全と活用に努めます。

公共施設の景観

公共公益施設においては、敷地内の緑化等により、緑のある良好な景観形成に努めます。

町民、事業者、行政の協働による環境美化運動の推進

協働のもと、幹線道路沿いの花の植栽や清掃活動等、良好な景観形成に向けた環境美化活動を行います。

ウォーキングルートのサイン整備

ウォーキングルート沿道のサイン整備により、快適なスポーツ・レクリエーションの場ともなる景観づくりを進めていきます。

ウ 下水道

取組の
方向性

■生活排水処理の推進による生活環境の改善

河川や水路等の公共水域の水質浄化を図るとともに、家庭の生活排水処理対策を進めます。

主な
取組

公共下水道の整備

公共下水道の施設については、費用対効果を十分見極めながら公共下水道基本計画の見直しも視野に入れ、今後は老朽化した管渠の更新を進めます。

効率的な維持管理の推進

老朽管の計画的な更新等、ストックマネジメント計画に基づく効率的な維持管理を推進します。

高度処理型浄化槽の設置促進

未整備区域においては、従来の合併処理浄化槽からより水質を上げる高度処理型浄化槽の設置を促進します。

エ 河川

取組の
方向性

■安全でやさしい河川環境の形成

河川の治水対策を進めるとともに、田園都市の快適性を確保する空間として、生態系等にも配慮した、安心して利用できる水辺環境を形成します。

主な
取組

治水対策の推進

近年、多発している局地的な豪雨等による浸水被害の防止に向け、スーパー堤防等により、河川氾濫の防止対策を進めます。また、スーパー堤防の上部利用については、人々が憩い集える空間を形成する等、更なる機能充実を図ります。

水辺空間の保全と親水性や生態系を考慮した整備

新利根川沿いについては、水質の改善に対する取組をするとともに、水と緑の豊かな緑地帯の保全に努め、親水公園等憩いの場として利用促進を図ります。

利根川については、堤防上の桜づつみ等の保全活用に努め、新利根川とともに、ウォーキング・サイクルロードの整備推進を図ります。

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

資料編

取組
主な**河川美化運動の推進**

町民との協働によるクリーンプロジェクト等の推進により、河川の美化に努めます。

オ その他の施設取組の
方向性**■既存ストックの利活用及び適切な維持管理の推進**

高齢社会に適合したコンパクトシティの形成を目指し、公共公益施設等の計画的な維持管理、更新等の整備を行い、諸施設に求められる機能の維持向上を図るとともに、公共公益施設の建替えに併せ、適正配置を検討します。

主な
取組**誰もが利用しやすい施設の整備**

公共公益施設について、高齢者や障がい者等の利用に配慮したバリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮した整備を推進します。

遊休施設・低未利用地の利活用の推進

民間が所有する空き地、空き店舗等の利活用を促進します。
町が所有する学校跡地等の遊休施設については、民間企業への譲渡を含め検討し、利活用を促進します。

カ 環境保全取組の
方向性**■資源・エネルギー循環型の都市形成**

資源・エネルギーの循環を進めるとともに、道路交通の円滑化や公共交通の利用促進によるエネルギー消費の削減等、持続可能な低炭素型の都市形成を図ります。

主な
取組**資源循環型の都市環境の創出**

3R活動*の推進や環境負荷への町民の意識啓発等により、ごみ排出の削減に努め、水質の保全を図ります。

自然エネルギーの活用

環境負荷に配慮し、公共施設への自然エネルギー設備の導入を促進します。

*3R活動：(1) リデュース (Reduce ごみを減らす)・(2) リユース (Reuse 再利用)・(3) リサイクル (Recycle 資源として再利用)の3つの総称。

5. 都市防災

(1) 基本的な考え方

東日本大震災では、ライフラインやインフラ、物流・供給網等に甚大な被害が生じ、都市機能が一部麻痺する等、従来の都市計画や都市づくりの考え方が、これらの巨大地震に対応しきれていないという課題が明らかになりました。

今後、震災に強い都市づくりを進めていくためには、東日本大震災の教訓を活かし、発生が危惧されている首都直下地震、南関東直下型地震、東海地震等を想定した都市づくりが必要です。

将来、大規模な地震が発生した場合に、町民の生命と財産を守り、安全で安心な生活を維持していくために、震災や自然災害に強い都市づくりを進めます。

安心して住み続けられる、災害に強い安全な都市づくり

(2) 基本方針

基本方針1 震災や災害に強く、しなやかな都市づくり

震災に対して足腰が強く、柔軟性と代替性のあるしなやかな都市づくりに取り組むとともに、震災や自然災害を軽減する減災都市の整備を進めます。

基本方針2 機能を分担し合い、安心して暮らせる都市づくり

ライフラインや生活インフラ等の防災性の向上により震災被害を防止し、災害時においても町民の安心した暮らしを維持していくために、災害時における防災拠点ネットワーク形成を進めます。

基本方針3 活力が未来へつながる都市づくり

震災や自然災害後、地域社会・経済の早期回復を図り、以後の発展の基礎となる交流・産業基盤をつくり、早期に町の産業や経済の復旧・復興につながる都市づくりを行います。

(3) 基本的な方向性

ア 自然災害の抑制・被害軽減対策の推進

方
取
組
の
向
性

■自然災害発生の未然防止による減災の推進

本町は、地形・地質条件から、集中豪雨による浸水被害等が懸念される立地条件であり、スーパー堤防等の溢水防止対策等により、被害の軽減を図ります。

災害への備え

利根川及び小貝川は、過去に堤防が決壊したこともあり、水害に対する不安を常に抱えている地区であることから、両河川の合流部にはスーパー堤防の整備を促進し、町民の生命と財産の保護に努めます。

災害対策拠点の充実

スーパー堤防の広い敷地を利用して、水害や大きな災害が発生した場合に備えて、押付地区河川防災ステーション等の活動拠点の形成を促進します。

また、大規模災害に対応するため、災害時の応急活動の場となる施設の整備、安全な避難路・避難場所の確保、防火設備の機能強化や組織の機動力向上等、更なる防災機能の充実を図ります。

雨水排水対策の推進

新利根川は、都市化の進展に伴い雨水流出量が大きく増加していることに加え、近年の気候の変動による集中豪雨等、急激な河川の増水に対応するため、雨水の排水機能拡充を促進します。

水利の充実

消防水利については、防火水槽や消火栓等を新たに必要としている地区について、地域防災計画に基づき年次計画に沿って設置を行います。

イ 強靱な都市基盤・市街地の整備

■平常時から災害に備えた、強靱な施設、建築物の整備

災害による被害をできるだけ軽減するためには、建築物の耐震化・不燃化をはじめ、避難施設の整備等都市整備として、強靱な防災都市構造の形成を図っていく必要があります。

建築物の耐震化・不燃化の推進

災害発生時に防災活動や避難の拠点となる公共施設の安全性を確保するため、施設の建替えに伴う耐震化・不燃化の推進を図るとともに、防災施設、設備の整備を行います。

また、不特定多数の者が利用する民間の大規模建築物等の施設をはじめ、住宅等の一般建築物においても耐震改修や不燃化を促進します。

避難経路の確保

災害時の安全な避難経路を確保するとともに、幅員の狭い道路の積極的な拡幅に努めます。

要配慮者等の利用を踏まえた避難施設の整備

避難路や避難施設等については、子どもから高齢者まですべての人々の利用に配慮したユニバーサルデザインの駐車場やトイレ等の整備を検討し、要配慮者等の避難にも考慮した整備を図ります。

都市公園への防災機能の拡充

住区基幹公園等への応急給水槽、防火水槽等の防災機能が配備された公園の整備を進めます。

指定避難所、指定緊急避難場所への誘導施設の拡充

指定避難所、指定緊急避難場所や、町民の判断で一時的に避難することが想定される公園や広場等について、停電した場合でも、ソーラー発電により、照灯することができる街路灯等の整備を進めます。

また、断水時に備え、井戸の整備等を検討します。

緊急輸送道路の整備促進

発災直後から緊急輸送を円滑に行うために通行の確保が必要となる、緊急輸送道路に指定された道路の整備を関係機関と連携して推進します。

ライフライン施設の耐震化

上下水道施設等の耐震化を推進します。

公共空間におけるオープンスペースの確保

災害時の避難場所や延焼遮断帯の役割を担う公園や道路等のオープンスペースを確保し、生活の安全性の向上を図ります。

ウ 地区の防災力・防犯環境の向上

■自助・共助・公助による地区の安全性の確保

災害から生命、財産、生活を守るために、町民一人ひとりの防災意識を高め、地域住民の共助の体制、行政による公助との連携体制を構築します。

また、管理不全な空き家は、不審火による火災発生や犯罪場所となる恐れがあるため、町民、行政が共有すべき地区の課題として捉え、その利活用を含めた対策を進めます。

多様なニーズに対応した災害情報の提供

災害時に迅速かつ正確な情報を町民や事業者等に伝える通信基盤の整備を促進します。

空家等対策の推進

空家等対策特別措置法による空き家の適正な管理の指導や法の適正な運用等により、コミュニティ防災拠点等への利用を検討する等、自助、共助の防災活動を促進します。

防犯対策の充実

昼間の防犯対策の充実を図るとともに、防犯上必要な道路に防犯灯を設置し、夜間の安全性の向上を図ります。